

「（仮称）逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

令和7年度に児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき制度化された乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）を実施するため、国の定める基準（内閣府令）に基づく条例の制定が必要となります。条例の内容について、皆様の意見を募集します。

意見募集期間：7月23日(水)～8月22日(金)

◆閲覧場所

市ホームページ、保育課、情報公開課、子育て支援課、市内放課後児童クラブ、市内認可保育施設・認定こども園、市内私立幼稚園、市民交流センター、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館、子育て支援センター、こども発達支援センター、教育研究相談センター

◆意見提出方法

任意の様式に「逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定に関する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、次のいずれかの方法により送付又は持参してください。

- (1) ファックス 046-873-4520
- (2) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号 逗子市保育課 宛
- (3) 持参 受付：市役所5階 保育課窓口 ※開庁時間外、土曜日、日曜日、祝日は除きます。
- (4) メール hoiku@city.zushi.lg.jp （データの添付ではなく、本文に直接記載してください。）

※ 電話での受付は行いません。

※ 提出された意見の原稿等の返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。

◆結果の公表

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

◆問い合わせ先

逗子市教育委員会教育部保育課

〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号

TEL：046-873-1111（内線534） FAX：046-873-4520

E-mail：hoiku@city.zushi.lg.jp